

「(国内製造)」って「国産原料」なの？

原料原産地表示改善と

ゲノム編集表示を求める市民集会

■日時 2025年3月5日(水) 15時～17時

(14時半より入口で通行証配布)

■会場 衆議院第1議員会館大会議室 (オンライン併用)

■プログラム

◎講演 「消費者の権利としての食品表示の法的問題」

小山敬晴さん(大分大学経済学部准教授)

◎消費者庁、消費者委員会、内閣府 との意見交換

14:30 開場

15:00 開会挨拶

15:05 議員挨拶

15:15 講演

16:05 事前質問と回答及び補足

16:15 意見交換

16:55 まとめ、閉会挨拶

17:00 終了

※多少前後することがあります。



小山敬晴さん

(大分大学経済学部准教授)

小山敬晴さんプロフィール

大分大学経済学部総合経済学科／地域システム学科准教授。専門労働法。現在、生存権・労働権の関係性、労働者協同組合について研究。TPP 交渉差止・違憲訴訟の会副代表、おおいいただきますプロジェクト共同代表。共著書「多様化する現代の労働」「労働法の基本」など。

主催 **食品表示問題ネットワーク(食品表示ネット)**

<https://hyojinet.org/>

Mail: office@hyojinet.org

TEL: 03-5155-4756 FAX:03-5155-4767



消費者委員会、消費者庁への事前質問と回答

問 1 原料原産地表示は一次原料(生鮮原料)の表示という趣旨であるにも関わらず、加工原料が原料の製品に製造地表示を定めているのは趣旨に反しないでしょうか。

【消費者庁】輸入品以外の加工食品の原料原産地名の表示については、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を、原材料名に対応させて、

1. 対象原材料が生鮮食品であるものにあつては、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示すること
2. 対象原材料が加工食品であるものにあつては、国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示することが食品表示基準（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号）第 3 条第 2 項に規定しております。

なお、容器包装に入れられた加工食品に関する食品表示制度上の「原材料」とは、原則として最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料のことであり、必ずしも一次原料（生鮮原料）というわけではありません。

問 2 消費者庁の検討会では、「実行可能性」の言葉の下に、事業者側の意見ばかりに従って決められています。これは消費者行政に消費者の意見を反映するという消費者基本法の精神に反するものではありませんか。

【消費者庁】

食品表示法（平成 25 年 6 月 28 日法律第 70 号）において、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、

1. 消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならないこと
2. 食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならないこと

を基本理念としており、引き続き、本理念に基づく食品表示制度の運用に努めてまいります。

問 3 消費者団体の調査で、製造地表示の「国内製造」の表示が、国産原料という誤解を生んでいることが明らかになりました(約 1/3 の消費者が国産原料と回答)。私たちはこれを消費者庁にも伝えていますが、消費者庁では、これを受けて何らかの検討を行ないましたか。消費者委員会はこの情報を聞いていますか。このような誤解を招いている原料原産地表示は直ちに改善をすべきと考えますが、いかがお考えですか。

【消費者庁】

制度制定時の消費者委員会からの答申において、基準案を適当とする前提条件として 10 項目が示されたところ、令和 6 年 12 月 25 日に開催した第 450 回消費者委員会本会議及び令和 7 年 1 月 23 日に開催した第 75 回食品表示部会において、その 10 項目の対応状況について、報告させていただいたところです。

その中に、消費者の制度の理解度に関する調査も含まれており、御指摘の、国内製造の表示について消費者の理解が進んでいない状況についても、報告したところです。

消費者委員会及び食品表示部会からは、消費者及び事業者の理解度はまだ低く、普及啓発の一層の強化が必要であるとの御意見をいただきましたので、消費者庁としましては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。

【消費者委員会】

ご指摘の調査につきまして、消費者委員会本会議及び食品表示部会において消費者庁から報告を受けた事実はありません。

また、消費者委員会では、令和6年12月25日に開催した第450回消費者委員会本会議及び令和7年1月23日に開催した第75回食品表示部会において「加工食品の原料原産地表示制度に関する事後検証」に関する審議を行いました。

その際、食品表示部会長において、以下のとおり議論を取りまとめた上で、本会議委員にも共有したところです。

- ・消費者庁は、経過措置期間終了後、つまり、制度が完全施行されてからまだ2年であり、現時点で大きく見直しすることはせず、しばらく様子を見ていきたいとの意向を示しており、委員からも一定の理解が示されたところ。その上で、委員からは特に留意すべき事項として以下の指摘があった。
- ・本制度については、当初懸念されていたよりも、消費者等に利用されているなど、肯定的な評価も多かった一方で、消費者及び事業者の理解度はまだ低く、普及啓発の一層の強化が必要である。
- ・本制度の導入時にも議論がなされた、原産地の変更に柔軟に対応していくことの難しさ等、解決すべき問題は依然として残っている。
- ・消費者庁は本制度の運用実態の調査を継続すべきであり、理解度調査の方法等、調査の在り方についても検討した上で、調査結果を消費者委員会及び食品表示部会に報告いただきたい。

問4 韓国では加工食品の第3位の原料まで原料原産地表示がされています。加工原料についても、遡って原料原産地表示がされています。消費者庁に説明しましたが、このことは議論されていますか。消費者委員会は報告を受けていますか。

韓国では、どの食品にも製造地表示ではなく、原料原産地表示がされています。韓国と日本で事業者の実行可能性が異なるとは考えられないので、日本でも同様の表示が可能ではないですか。

【消費者庁】

義務表示の対象となる原材料が加工食品である場合については、制度検討時の有識者検討会（平成28年11月29日）において、「加工食品の製造方法は多種多様であり、原材料を生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難である。しかしながら、原材料の加工食品の製造地情報も、消費者の選択にとって有用な情報であると考えられる。」との意見を踏まえ制度化したのですが、その検討会での議論の際には、当時の韓国の原料原産地制度についての調査結果も踏まえ検討された上で、現行の制度となっております。

【消費者委員会】

ご指摘の点につきまして、消費者委員会本会議及び食品表示部会において消費者庁から報告を受けた事実はありません。

問5 先般開催された消費者委員会食品表示部会の議論を受け、原料原産地表示の見直しをどのように進めるお考えですか。

【消費者庁】

原料原産地表示制度については、消費者庁で実施した調査の結果により、一定の割合の消費者からニーズ

があることを確認できた一方で、現況は事業者が表示にかかるコストを負担していることも分かりました。また、制度の普及についても継続が必要であることがわかりました。

こうした結果を踏まえ、消費者庁としましては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。

資料

食品表示意見交換会(2024.1.24)資料抜粋

※この意見交換会は、前年12月に開催された「食品表示を考える消費者と生産者、事業者の集い」をフォローして、主婦連会議室において、食品表示ネットと消費者庁の間で実施された。

原料原産地表示の改善のために（食品表示問題ネットワーク）

(1)欠陥の多い原料原産地表示

- 食品表示基準による原料原産地表示については、来年度消費者庁で見直し検討を予定している。
- 食品表示基準では、原料原産地表示の表示方法を以下のように定めており、具体的な原産国がわからない大括り表示や、原料原産地がわからない製造地表示が許されている。

食品表示基準による原料原産地表示の表示方法

表示方法	表示の内容	表示例
国別重量順表示	使用の多い順に国名を表示。	小麦(アメリカ,カナダ)
又は表示	可能性のある国を使用が見込まれる順に表示する。	小麦(アメリカ又はカナダ)
大括り表示	3か国以上から輸入の場合は「輸入」と表示可。	小麦(輸入)
製造地表示	中間原料の製造地を表示。原料原産地は表示されない。	小麦粉(国内製造)

(2)誤解を招いている「国内製造」の製造地表示

- 消費者団体*による消費者意識調査では、「国内製造」の表示を街頭調査では3割の人が国産原料と誤解していた。生協組合員の誤解は比較的少なかったが、正解者などから表示制度改善を望む声が多かった。

* 日本消費者連盟、遺伝子組み換え食品いらない!!キャンペーン、食べもの変えたいママプロジェクト、食の安全・監視市民委員会

回答	街頭調査		生協調査	
	原宿	阿佐ヶ谷	パルシステム東京	コープ自然派
1.日本(国産小麦)	29%	33%	16%	13%
2.海外(輸入小麦)	37%	33%	15%	26%
3.生産地はわからない	34%	34%	69%	61%
調査数(人)	70	79	94	374

(3)原料原産地表示改善の要望

- 消費者団体*は、以下の原料原産地表示改善を要望している。

* 日本消費者連盟、食の安全・監視市民委員会

- 製造地表示を廃止すること。
- 大括り表示を廃止し、上位3位までの原産国を表示させること。

原料原産地表示に関する公開質問について

2023年12月18日付けで送付のありました「原料原産地表示に関する公開質問」につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

〔質問事項〕

(1)集会で示した消費者団体による消費者意識調査で、原料原産地表示のうち、製造地表示、特に「小麦粉(国内製造)」等の表示が、3分の1以上の消費者に国産原料との誤解を与えているという調査結果について、どのようにお考えですか。

回答：原料原産地表示の対象となる重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することとしている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。他方、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示するとは可能としております。このような制度の仕組みについては、消費者向けのパンフレット及びチラシの作成、食品表示制度に係る消費者セミナーの開催などにより、周知・普及を行ってきたところであり、引き続き、制度の普及・啓発を図ってまいりたいと考えております。

(2)上記調査において、製造地表示について正しく回答をした消費者からも、製造地表示がわかりにくいという意見と本当に知りたいのは小麦の生産地である旨の意見をいただいています。隣国韓国では小麦粉加工品も製造地表示でなく小麦生産地が表示されています。製造地表示を廃止すべきと考えますが、どのようにお考えですか。

回答：質問事項(1)への回答と同様になります。

(3)貴庁が実施された「令和4年度食品表示に関する消費者意向調査」の原料原産地表示に関する質問は、どのような目的で設定されましたか(品目の選定も含めて)。また、この結果でどのような課題がわかりましたか。来年度の検討会に向けて、さらなる調査を実施または予定されていますか。

回答：新たな加工食品の原料原産地表示に対する消費者の理解度を把握するため、平成29年より毎年調査を実施し、その結果を公表しているところです。原料原産地表示制度を参考にしており、全ての消費者が理解し活用できているわけではありませぬので、引き続き周知・普及に努めて参ります。

(4)韓国と日本で表示制度が異なることについて、製造・流通の事情が異なる等の説明をされていますが、どのように違うのか、具体的に説明をお願いいたします。

回答：「食品表示を考える消費者と生産者、事業者の集い」において、韓国では上位3位の原材料に原料原産地表示が行われているが、日本でできない理由についてお問い合わせいただいたところです。

義務表示の対象となる原材料については、制度検討時の有識者検討会（「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」平成28年11月29日）において、消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましく、製品に占める重量割合が上位1位、2位、3位までの原材料を義務表示の対象とすべきとの意見があったところですが、事業者の実行可能性も勘案し、上位1位の原材料を義務表示の対象とすることが適当であるとの意見を踏まえて制度化したものです。

(5)食用油の製造地表示は食品表示基準に抵触すると私たちは考えますが、貴庁にどのような照会があり、どのように回答されたか、ご説明をお願いいたします。また、製造地表示でよいとされている理由について、具体的に説明をお願いいたします。

回答：現行の食品表示基準において、食用植物油の原材料名については、食品表示基準第3条により原料食用油脂を「食用大豆油」等と表示することとしており、使用された原材料に対応した原料原産地表示を行う必要があります。したがって、食用植物油は、対象原材料が原料食用油脂となり、加工食品であることから、その製造地が表示されていますが、その生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としております。なお、個別の照会事項に係る回答は差し控えさせていただきます。

(6)韓国では3ヶ国以上の国から輸入される原料について、上位3ヶ国を書いて残りを「等」と表示されていますが、日本でそのようにできない理由は何ですか。もし原料原産地が変動することが理由であれば、過去の実績に基づく表示の柔軟な運用をすれば可能と考えますが、どのようにお考えですか。

回答：お問い合わせの趣旨が明確ではありませんので、回答は差し控えさせていただきます。

(7)検討会において、たびたび実行可能性を理由に消費者側の意見が退けられていますが、実行可能性についての事業者側の発言には具体的な根拠が示されません。具体的根拠を求めると考えますが、どのようにお考えですか。

回答：事業者の実効可能性については、制度検討時の有識者検討会（「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」（平成28年11月29日））において、「事業者の実行可能性については、頻繁な原材料の原産地の変更に伴う包材の切替え、煩雑な作業の発生等、事業者の負担について考える必要がある。」とされているところです。

(8)製造地表示が多用されることで原料原産地が表示されないことは、消費者の選好権利を奪うだけでなく、食料自給率向上の政策に反すると考えます。国の基本政策に反する表示制度が放置されてよいものですか。




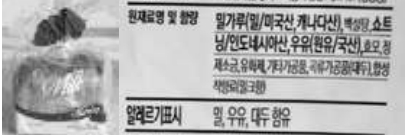
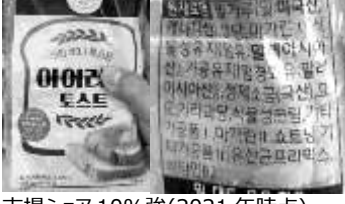
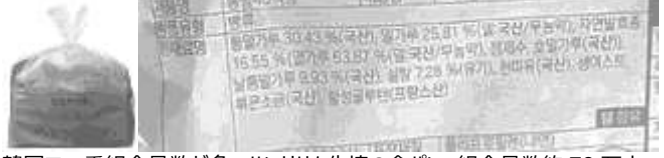
回答：質問事項(1)への回答と同様になります。

以上

小麦粉製品と食用油の表示

<p>名称 パン</p> <p>原材料名 小麦粉(国内製造)、ライ麦加工品、ライ麦粉、砂糖、卵、マーガリン、加工油脂、パン酵母、ぶどう糖、食塩、バシ等を主要原料とする食品/乳化剤、酢酸(Na)、増粘剤(キサンタン)、イーストフード、V.C、香料、(一部に卵・乳成分・小麦・大豆を含む)</p> <p>内容量 4個 消費期限 表面に記載</p> <p>保存方法 直射日光、高温多湿を避けて保存してください。</p> <p>フジパン株式会社 〒467-8651 名古屋市中区瑞穂区松園町1-50 ★製造所固有記号は消費期限の下に記載</p>	<p>名称 食パン ●原材料名 小麦粉(国内製造)、砂糖、バター、脱脂粉乳、発酵種、パン酵母、食塩、(一部に乳成分・小麦・大豆を含む) ●内容量 2枚 ●消費期限 表面に記載 ●保存方法 直射日光・高温多湿をさけて、保存してください。 ●製造者 株式会社武蔵野フーズ 埼玉県朝霞市西原1-1-1 製造所固有記号は消費期限の下に記載</p>	<p>名称： 食用なたね油 原材料名： 食用なたね油 (国内製造) 内容量：1000g 賞味期限：枠外 右下部に記載 保存方法： 常温、暗所保存 製造者： 日清オイリオグループ株式会社 東京都中央区 新川1-23-1</p>
--	---	--

韓国産食品の原料原産地表示

<p>即席麺</p> 	<p>原材料名 麺：小麦粉(小麦：オーストラリア産)、ジャガイモ澱粉(外国産：デンマーク、フランス、ドイツなど)、パーム油(マレーシア産)、変性澱粉、グルテン、精製塩、コク味調味液、野菜風味液、麺類用アルカリ剤(酸度調整剤)、卵殻粉末、グアーガム、アルギン酸ナトリウム</p>
<p>即席麺</p> 	<p>麺：小麦粉(アメリカ産、オーストラリア産)、加工澱粉、パーム油(マレーシア産)、じゃがいも澱粉(ドイツ産、デンマーク産)、精製塩、グルテン、甘味油、シーズニング調味液、麺類用アルカリ剤(炭酸カルシウム、炭酸ナトリウム、ピロリン酸ナトリウム)、グアーガム、酸度調整剤、ビタミンB2、緑茶風味液、アルギン酸プロピレングリコール</p>
<p>胡麻油</p> 	<p>原材料名：ゴマ100%(外国産：インド、パキスタン、エチオピア等)</p>
<p>韩国の製パン業界最大手の食パン。市場シェア 65%強(2021年時点)</p> 	<p>原材料名：小麦粉(小麦/米国産、カナダ産)、白砂糖、ショートニング/インドネシア産、牛乳(原乳/国産)、酵母、精製塩、乳化剤、その他の加工品、穀類加工品(大豆)、合成着香料(ミルクの香り)</p>
<p>市場シェア 10%強(2021年時点)</p> 	<p>原材料名 小麦粉(小麦：米国産、カナダ産)、砂糖、マーガリン I {植物性油脂(パーム油；マレーシア産)、加工油脂[パーム硬化油；マレーシア産]、精製塩：国産}、酵母、その他の果糖、植物性クリーム、その他の加工品 I、マーガリン II、ショートニング、その他加工品 II、乳酸菌フリーミックス、ビタミン B2</p>
<p>韓国で一番組合員数が多いパン生協の食パン。組合員数約 70 万人</p> 	<p>原材料名：全粒粉 30.43%(国産)、小麦粉 25.81%(小麦：国産/無農薬)、自然発酵種 16.55%{小麦粉 63.87%(小麦：国産/無農薬)、精製水、ライ麦粉(国産)}、生麦粉 9.93%(国産)、砂糖 7.28%(有機)、玄米油(国産)、生イースト(国産)、炒め塩(国産)、活性グルテン(フランス産)</p>

製造地表示でなく、原料原産地表示をしている国内メーカーも

名称	餅つきまんじゅう(2個入り)		
原材料	小麦粉(アメリカ産)、糖類、砂糖、果糖、マーガリン、イースト、卵、食塩、脱脂粉、フラワーペースト、ベーキングパウダー、食品白、食塩、グルコマンナン、加工澱粉、香料、保存料(ソルビン酸)、増粘多糖類、着色料(カロチン)、調味料(一部に小麦・卵・乳成分・ごま・果を含む)		
内容量	2個	賞味期限	24.01.08
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて下さい。開封後は早めにお召し上がり下さい。		
製造者	株式会社 モンドフル田村屋 〒388-0051 長野県佐久市中込2438 TEL0267-62-0463		

名称	なたね油		
原材料名	菜種(長野県小諸市産) ※遺伝子組み換えでない		
内容量	270g		
賞味期限	2025. 2.28		
保存方法	直射日光を避け常温で保存		
販売者	清水 信(さくさく農園) 長野県小諸市大字山浦212-1 0267-22-7503		
製造所	株式会社 林産糧園会 長野県小諸市山田5-1-1		

品名	濃厚くるみ坊		
名称	小麦菓子	原材料名	小麦粉(アメリカ産)、バター、植物油、砂糖、くるみ、はちみつ、生クリーム、卵、(一部に小麦・乳成分・卵・くるみを含む)
内容量	1個	賞味期限	別途記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて下さい。		
製造者	株式会社	長野県佐久市根岸4070-1	TEL0267-63-7707
栄養成分表示(100g当たり)	エネルギー495kcal、タンパク質5.7g、脂質33.1g、炭水化物45.1g、食塩相当量0.0g		

名称	菓子パン		
内容量	1個		
原材料名	小麦粉(小麦(カナダ産、アメリカ産))、卵、糖類、酵母、乳清、植物油、発芽玄米酵母、食塩、動物油脂/乳化剤、香料、V.E、カロチン色素。(一部に小麦・卵・乳成分・大豆を含む)		
賞味期限	24.2.25		
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて常温で保存して下さい。		
製造者	土曜屋 愛知県半田市成岩本町3-5-1		
製造所	土曜屋 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野1-1 お客様ダイヤル 0569(21)9585		

名称	小麦粉	原材料名	小麦(カナダ)	内容量	2kg
賞味期限	裏面に記載				
保存方法	高温多湿の場所、直射日光を避けて保存して下さい。				
販売者	株式会社日清製粉ウェルナ 東京都千代田区神田錦町1-25				
加工所	大栄産業株式会社 名古屋工場 愛知県刈谷市西境町広見135				

令和4年度食品表示に関する消費者意向調査(抜粋)

Q60 「製造地表示」について、あなたが正しいと思うものをお答えください。(お答えは1つ)

※選択肢内の“〇〇”には原産国名が入ります。

- 1 チョコレート(〇〇加工) 8.4
- 2 チョコレート(〇〇産) 37.2
- 3 チョコレート(〇〇作成) 2.6
- 4 チョコレート(〇〇製造) 20.4
- 5 分からない 31.4

Q72 あなたは、現在の加工食品の原料原産地表示制度について、満足していますか。

- 1 満足している 6.9
- 2 一定程度満足している 38.9
- 3 あまり満足していない 15.9
- 4 満足していない 6.6
- 5 分からない・関心がない 31.8

2025年3月5日

食品表示問題ネットワーク市民集会

「消費者の権利としての食品表示の法的問題」

大分大学経済学部 小山敬晴

目次

はじめに

一 消費者の権利

- 1 権利の変遷
- 2 消費者基本法
- 3 取引社会の見直しの時期
- 4 民主主義の実現

二 食品表示法の法的問題

- 1 食品表示法の構造
- 2 原産地原料表示
- 3 「国内製造」表示の経緯
- 4 「国内製造」表示の法的問題

おわりに

はじめに

- ・食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）第3条第2項「輸入品以外の加工食品」「原料原産地名」1 二「対象原材料が加工食品であるもの」に絞る。
- ・消費者の権利の本格的な法的検討というよりは、食品表示法に基づいて、食品表示基準の法的問題点を議論の俎上に載せ、この問題に対して現在わたしたちができることについて話題提供。

一 消費者の権利

1 消費者の権利の基本構造

- ・資本主義国家の形成と市場経済への依存：「職」と「食」の従属性
利便性、生産性の飛躍的向上
労働人口の9割は雇用
基幹的農業従事者数111.4万人（2023）
- ・当事者間の非対称性・交渉力の格差
契約自由の原則が適正に機能するための法整備の必要性
- ・消費者という法主体の捉え方の変化と「表示」
「保護」の対象から「自立」した権利主体へ
事後的救済から未然防止へ
→ 表示規制が重要な論点となる。

未然防止の法規制が事後的救済にも有益。（「みつひかり」問題）

宮下ほか『消費者法』（有斐閣，2022）3頁以下など。

2 消費者基本法

- ・基本法のため、直接の法的効力を持たないが、下位法の解釈などに影響を与える。
- ・目的（1条）：国民の消費生活の安定・向上の確保
情報の非対称性・交渉力格差
消費者の権利の尊重，消費者の自立の支援
国，地方公共団体および事業者の責務等を明らかにする
- ・消費者の権利（2条）

国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

※国際消費者機構：①安全である権利，②知らされる権利，③選ぶ権利，④意見を聞いてもらう権利，⑤消費者教育を受ける権利，⑥救済を受ける権利，⑦生活に基本的な必要性を満たす権利，⑧健全な環境を享受する権利

3 取引社会の見直しの時期

- ・取引社会の持続不可能性
環境問題，令和の米騒動，労働問題（エンゲージメント低下）
- ・EUのFarm to Fork戦略と，日本のみどりの食料システム戦略
- ・フランスのEgalim法：流通の川上・川下の力関係の是正

4 民主主義の危機と再生

- ・民主主義の多層性
政治レベル：国政選挙への関心，国会での審議の尊重
社会レベル：企業社会の民主化
生活レベル：衣食住環境の民主化
- ・食の民主主義と食料への権利
何を植えるか，何を食べるかはもっとも基礎的な基本的人権

二 食品表示法の法的問題

1 食品表示法の構造

- ・いくつかの法律にまたがって定められていた食品表示規制を一元化
- ・目的（1条）

この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、健康増進法（平成十四年法律第百三号）及び日本農林規格等

に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

・基本理念（3条）

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

2 原産地原料表示

・食品表示基準（4条）

内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルギー（略）、保存の方法、消費期限（略）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

・生鮮食品について原料原産地表示が原則

3 「国内製造」表示の経緯

・平成28年11月29日 加工食品の原料原産地表示制度に関する中間取りまとめ

加工食品は、同一品目の商品であっても、自社工場が生鮮原材料から一貫して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原材料を使用して製造する場合もあり、その製造方法は多種多様である。

こうした中間加工原材料について、生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難なため、仮に、生鮮原材料のみを義務表示の対象とした場合、市場には、同一品目の商品であっても、原料原産地表示がされているものと、そうでないものが混在することになる。また、生鮮原材料から一貫して製造している場合のみ義務表示の対象とすることは、事業者間の不公平感を生じさせるおそれもある。

一方で、中間加工原材料は、それ自体が1つの加工食品であり、生鮮食品と同じように流通している。食品表示基準では、輸入された加工食品については、製造された国名（原産国名）を表示することを義務付けており、加工食品の原材料である加工食品（＝中間加工原材料）についても、それがどの地域、国で製造されたかの情報は、消費者の選択にとって有用な情報であると考えられる。

以上のことから、事業者の実行可能性を踏まえ、対象原材料が中間加工原材料である場合には、この「製造地表示」を表示させることとした上で、対象加工原材料の原料の産地が判明している場合には、当該産地を表示することを可能とすることとする。なお、「製造地表示」においても、製造地の「国別重量順表示」を原則とし、「製造地表示」での「可能性表示」や「大括り表示」の例外を認めることが適当である。

・重要な論点であるにもかかわらず、検討会において、第8回目までは「製造地表示」の論点が俎上

にあがっていなかった。かつ、この意思決定についてエビデンスに基づく検討がなされていないという問題（後述）。

4 「国内製造」表示の法的問題

- ・権利の側面：消費者の権利+食料への権利

上記の食品表示の目的や基本理念に加えて、基本法でいうところの「基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境の確保」も食料への権利の内容と相まって保障されているとみるべき

- ・解釈上の問題

- (1) 上述したとおり、消費者の権利および食料への権利の内容からすれば、食品表示法で原料原産地について基準を定めることとされていれば、原料原産地表示するのが原則になる。
 - (2) 例外として事業者の実行可能性を考慮することで、その原則を緩和することができる。
 - (3) しかし、原則は法律上の根拠に基づくものであること、および消費者の権利は憲法上の自由権および生存権の系譜であることに鑑みると、その例外は、議会制定法により定められる必要があること。
 - (4) このたび、食料表示基準という行政立法により原料原産地表示の原則の例外として「製造地表示」を定めたことは、消費者の権利および食料への権利を侵害するものである。
 - (5) 仮に、食品表示法1条の目的などに基づいて事業者の実行可能性を考慮することも法律上の根拠があるといえるとしても、原料原産地表示が、消費者の権利および食料への権利を保障する原則だとすれば、その例外を設定するには、他に方法がとれないなど、きわめて限定的に解釈されるべきであるし、例外設定を正当化する事由は、エビデンスに基づいている必要がある。
 - (6) そのように考えたとき、「事業者間の不公平感」は「事業者の実行可能性」とはまったく異なる論理で、消費者の権利および食料への権利を排斥するほどの正当化にならない。
 - (7) 「事業者間の不公平感」という論理が破綻するとすれば、ほかの方法として、中間加工原材料についても、原則、原料原産地表示とし、例外として、事業者の実行可能性が極めて困難な場合にかぎり、製造地表示をみとめる、という建てつけは十分に可能であり、原料原産地表示という原則を排斥するのは明らかに違法である。
- ・手続き上の問題：政策決定の合理性についての疑問
 - (1) 「国内製造」を「国産」と誤認する可能性と、「原料原産地表示がされているものと、そうでないものが混在すること」（上記とりまとめ）による消費者の不都合、どちらが重大かについて、客観的な分析がないこと。
 - (2) 事業者の不公平感についても、委員会の中での意見にしかよっていないこと。

おわりに

- ・食の民主主義の実践

食品表示ネットワークの取り組み

食品表示法12条の申出

「消費者の意見が消費者政策に反映され」る権利（消費者基本法）

- ・民主主義とは「対話」

「対話」の多元性：意見交換会、デモンストレーション、申出、訴訟